

令和4年度第1回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月27日(水) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

10番	野谷	茂	2番	原	恵子
-----	----	---	----	---	----

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第3号 「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び

「令和5年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について

会議の状況

【議長】

それでは皆さんおはようございます。最初に挨拶から入らせていただきます。毎日ウクライナやコロナのことが報道されていますが、どのような時でも人間ですので食料が必要になります。皆様方の安定した食料生産を是非お願いしたいと思います。それでは令和4年度第1回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第1回総会の議事録署名委員につきましては、10番野谷茂委員、2番原恵子委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

【事務局】

一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、山西の川勾神社入口交差点の南側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、駐車場敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

報告事項については以上でございます。

【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

本案件のナンバー1は私に関する案件ですので、ナンバー1とナンバー2は別々に諮らせていただきます。

では早速ですがナンバー1について、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、私は議事に参与できませんので、退席いたします。

一 議長退席 一

【議長（会長代理）】

それでは会長が議事参与の制限のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項、及び二宮町農業委員会規定第3条第1項の規定に基づき、副会長の私が会長の職務を代理し、議長として議事を整理します。

議案第1号のナンバー1について、事務局、朗読をお願いします。

— 議案第1号ナンバー1朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。
橘川委員、お願いします。

【委員】

4月18日に一色地区農業委員および事務局で、ナンバー1の対象農地を確認しました。
対象農地の場所は、一色の御堂ノ上に位置する農用地区域の農地で、面積は1,231
㎡です。

譲受人が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、所有権移転後も効率的な農地
利用が見込めるため、許可は問題ないと思われれます。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、ナンバー1について補足説明いたします。
議案第1号関係資料をご覧ください。

1ページが許可申請書です。所有権移転の理由としては、譲渡人の耕作が困難になった
ことから、所有権移転をすることとなりました。

3ページの農地の利用状況ですが、譲受人は自己所有地20,525㎡及び、借受地1,
911㎡の計22,436㎡の農地を耕作しております。

4ページには、今後の作付け予定が記載されており、露地野菜や果樹を栽培していくと
いうことです。

また、農機具については、耕うん機、トラックを所有しております。

5ページは農作業に従事する者です。譲受人の構成員である2名が農作業に従事します。

6ページには、経営面積の状況、7ページには周辺地域との関係が記載されています。

8ページに案内図、9ページに公図の写し、10ページに営農計画書を添付しています。

申請地周辺は、譲受人が耕作しており、規模を拡大するため、譲渡人との売買の話がま
とまったことによる3条許可申請となっており、所有権移転後も引き続き当該地を含め効
率的に耕作していくということです。

なお、農地法第3条第2項の、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積
要件」につきましては、譲受人が町内に所有している農地は農地パトロールで全て耕作さ
れていることを確認しております。農作業従事については譲受人及び譲受人の子が従事し、
譲受人の所有農地面積も下限面積の25アールを超えています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

それでは、お諮りします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請のナンバー1について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「許可する」といたします。井上会長の復席を求めます。

—会長復席—

井上会長、ただいまの議案第1号ナンバー1については、「許可する」とされましたので報告いたします。

会長が復席いたしましたので、会長の職務代理としての議長を降ろさせていただきます。

【議長】

議事参与制限のため退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますのでよろしく申し上げます。

それでは、議案第1号ナンバー2について、事務局、朗読をお願いします。

— 議案第1号ナンバー2朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

野谷茂委員、お願いします。

【委員】

4月14日に山西・川匂地区農業委員および事務局で、ナンバー2の対象農地を確認しました。

対象農地の場所は、山西の沢田に位置する農用地区域の農地2筆で、面積は合計で307㎡です。

譲受人が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、所有権移転後も効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われまます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、ナンバー2について補足説明いたします。

議案第1号関係資料の11ページをご覧ください。

11ページが許可申請書です。所有権移転の理由としては、譲渡人の耕作が困難になったことから、所有権移転をすることとなりました。

13ページの農地の利用状況ですが、譲受人は町内で6, 229㎡、町外に5, 308㎡の農地を所有しております。

14ページには、今後の作付け予定が記載されており、今後は玉ねぎを栽培していくということです。

また、農機具については、トラクター、耕うん機、トラック等を所有しております。

15ページは農作業に従事する者です。譲受人の構成員である2名が農作業に従事します。

16ページには、経営面積の状況、17ページには周辺地域との関係が記載されています。

18ページに案内図、19ページに公図の写し、20ページに営農計画書を添付しています。

申請地周辺は、譲受人が耕作しており、規模を拡大するため、譲渡人との売買の話がまとまったことによる3条許可申請となっており、所有権移転後も引き続き当該地を含め効率的に耕作していくということです。

なお、農地法第3条第2項の、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」につきましては、譲受人が町内に所有している農地は農地パトロールで全て耕作されていることを確認しており、町外の農地についても耕作証明で全て耕作されていることを確認しております。農作業従事については譲受人及び譲受人の配偶者が従事し、譲受人の所有農地面積も下限面積の25アールを超えています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

譲受人は78歳ということですが後継者はいるのでしょうか。

【事務局】

後継者がいるということは聞いておりません。

【議長】

他に意見がないようですので、これよりお諮りします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請のナンバー2について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「許可する」ことといたします。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第2号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

まずは山西地区の報告について、倉持委員、お願いします。

【委員】

ナンバー1及びナンバー2について、報告いたします。

4月14日に山西・川匂地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の奥谷戸入に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は1,068㎡のうち660㎡です。

借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第2号について、補足説明いたします。

ナンバー1及びナンバー2については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した使用貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第2号関係資料をご覧ください。ナンバー1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

ナンバー2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は12ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定であり、新規申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

この土地は傾斜地でしたでしょうか？

【事務局】

東の山側から農地に向かって若干傾斜がついております。

【議長】

前回総会の案件に引き続き今回も使用貸借となっております。

他に意見がないようですので、これよりお諮りします。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第3号令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和5年度県農地等利用最適化の推進に関する意見について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第3号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第3号関係資料をご覧ください。

事前に令和5年度意見・要望事項につきまして、ご意見をお伺いしておりましたが、ご意見等はありませんでしたので、令和4年度施策等に関する意見・要望に対する回答を踏まえ、前年度に要望した事項の継続要望とさせていただきます。

なお今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを県農業会議に報告し

ます。そして県農業会議は報告があったものを取りまとめて決定し、県知事に意見・要望する流れとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

【委員】

令和4年度から最適化活動について活動を報告することが定められましたが、新たな業務を農業委員に課するのであれば、それなりの対応があつてしかるべきだと思います。が、今回の件については一方通行で連絡が来たのみです。令和6年度の意見で良いと思います。が、国や県の対応にそれなりの対応を求めて良いのではないかと考えます。

【事務局】

今回国の法律が変わっていくということは、今年に実施した研修でも農業会議の方が触れていたと思いますが、農業会議としても県や国について要望をしているとのこと。法律の施行は10月以降になるかと思いますが、令和6年度意見要望の際には皆様のご意見を伺いながら、検討させていただければと考えております。

【議長】

他に意見がないようですので、これよりお諮りいたします。議案第3号令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和5年度県農地等利用最適化の推進に関する意見について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。

よって、本案は「原案のとおり要望する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時05分閉会